

自動車整備士資格改正関連通達
【国自整第97号】(抜粋)
新旧対照

自動車整備士養成施設の指定等基準の新旧の比較対象である。
(掲載については国交省担当官より了解を得ていること)

別添

自動車整備士養成施設の指定等の基準

1 一種養成施設の指定基準

一種養成施設の指定にあたっては、次に定める基準により指定するものとする。
なお、指定にあたっては、養成しようとする自動車整備士の種類を限定することができるものとする。

1-1 三級自動車整備士の養成課程

I-1-1 修業年限及び養成を受けようとする者の資格

- (1) 修業年限は、1年以上であること。
(2) 養成を受けようとする者の資格は、学校教育法（昭和22年法律第26号）による中学校若しくは義務教育学校（以下「中学校」という。）を卒業した者又はこれと同等以上の者であること。

I-1-2 教育計画

教育計画は、次の表に掲げる科目の学科及び実習を含み、自動車の初等整備技術について適切な内容を有するものであること。

教育時間数は、学科 300時間以上、実習 600時間以上であること。

Table with 2 columns: 学 科, 実 習. Rows include 自動車工学, 自動車整備, 機器の構造・取扱い, 自動車の整備に関する法規.

教育時間数は、学科 270 時間以上、実習 560 時間以上であること。

Table with 2 columns: 学科, 実習. Rows include 自動車工学, 自動車整備関連, 自動車の整備に関する法規.

I-1-3 教科書

教科書は、自動車の初等整備技術の教育に適切なものであること。

I-1-4 教材

教材は、自動車の初等整備技術の教育に必要なもので、養成しようとする整備士の種類に対応した次のものが十分確保されていること。

- (1) 教材用の車両は、同時に教育を受ける者20名に1両以上を備えること。
(2) 教材用のエンジンは、同時に教育を受ける者20名に1基以上備えること。
(3) 教材用のエンジン関係主要部品、シャシ関係主要部品及び電気装置関係主要部品等は、同時に教育を受ける者に必要な数を備えること。

I-1-4 教材
教材は、自動車の基礎的な知識及び技能の教育に必要なもので、養成しようとする整備士の種類に対応した次のものが十分確保されていること。
(1) 教材用の車両は、同時に教育を受ける者20名に1両以上を備えること。ただし、自動車整備士の種類を総合に限定した養成施設にあっては、四輪車を必須とし、二輪車の部分を教育する際には二輪車に替えて二輪車特有の構造を示す教材でもよいものとする。
(2) 教材用のエンジン等は、同時に教育を受ける者20名に1基以上備えること。また、全体の内エンジンは1基以上含まれること。ただし、自動車整備士の種類を総合に限定した養成施設にあっては、四輪車のエンジンが備えられていればよいものとする。なお、教材用の車両に搭載されているエンジンを教材用のエンジンの数に含めて差し支えない。

I-1-5 教室及び実習場

- (1) 教室及び実習場は、教育を実施するのに適切な設備を有し、かつ、環境が整備されていること。
- (2) 1 教室の定員は、原則として50人以下とし、教育を受ける者 1 人について、1.2平方メートル以上の広さを有していること。
- (3) 実習場は、同時に教育を受ける者 1 人について、6 平方メートル以上の広さを有する屋内実習場であること。

I-1-6 実習用機械設備

同時に教育を受ける者の人数に応じて適切な数の別表 1 に掲げる機械設備を保有すること。

I-1-7 教育を行う者の資格

(1) 学科指導員

学科指導員は、次の各号のいずれかに該当し、担当する科目について専門的な知識及び技能を有する者であること。

- ① 二級自動車整備士の資格を有する者
- ② 学校教育法による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）又は中等教育学校（以下「高等学校」という。）において機械、電気又は電子に関する学科を卒業した者
- ③ 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による自動車整備科を免許職種とする職業訓練指導員試験に合格した者（旧職業訓練法（昭和33年法律第133号）による自動車整備工を免許職種とする職業訓練指導員試験に合格した者を含む。）
- ④ 前各号と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者（一級又は二級課程の学科指導員の資格を有する者（I-3-5(3)に規定する者を除く。）を含む。）

(2) 実習指導員

実習指導員は、次の各号のいずれかに該当する者であること。

- ① 二級自動車整備士の資格を有する者
- ② 学校教育法による大学若しくは高等専門学校（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校を含む。以下「大学等」という。）又は高等学校において機械、電気又は電子に関する学科を卒業した後、三級課程の実習指導員の補助として2年以上の実務経験を有する者
- ③ 前各号と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者（一級又は二級課程の実習指導員の資格を有する者（I-3-5(3)に規定する者を除く。）を含む。）

I-1-8 教育を行う者の数

(1) 学科指導員

当該養成施設に常勤している学科指導員の数は、同時に教育を受ける者の数を50で除して得た数（その数に1未満の端数があるときはこれを1とする。以下同じ。）以上であること。

(2) 実習指導員

当該養成施設に常勤している実習指導員の数は、同時に教育を受ける者の数を25で除して得た数以上であること。

I-2 二級自動車整備士の養成課程

二級自動車整備士の養成課程は、I-1-5、I-1-6及びI-1-8の各号の規定によるほか、次に規定するところによること。

I-2-1 修業年限及び養成を受けようとする者の資格

I-1-6 実習用機械設備

同時に教育を受ける者の人数に応じて適切な数の別表 1 に掲げる機械設備を保有すること。なお、自動車整備士の種類を二輪に限定した養成課程にあっては、別表 2 に掲げる機械設備を保有すること。

I-1-7 教育を行う者の資格

(1) 学科指導員

学科指導員は、次の各号のいずれかに該当し、担当する科目について専門的な知識及び技能を有する者であること。

- ① 一級自動車整備士（総合）の資格（自動車整備士の種類を二輪に限定する場合にあっては、一級自動車整備士（総合）又は一級自動車整備士（二輪）の資格）を有する者
- ② 二級自動車整備士（総合）の資格（自動車整備士の種類を二輪に限定する場合にあっては、二級自動車整備士（総合）又は二級自動車整備士（二輪）の資格）を有する者
- ③ 学校教育法による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）又は中等教育学校（以下「高等学校」という。）において機械、電気又は電子に関する学科を卒業した者
- ④ 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による自動車整備科を免許職種とする職業訓練指導員試験に合格した者（旧職業訓練法（昭和33年法律第133号）による自動車整備工を免許職種とする職業訓練指導員試験に合格した者を含む。）
- ⑤ 前各号と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者（一級又は二級課程の学科指導員の資格を有する者（I-3-5(3)に規定した専門的な知識及び技能を有し、かつ、当該科目に関する教育、研究又は実務の経験を有する者を除く。）を含む。）

(2) 実習指導員

実習指導員は、次の各号のいずれかに該当する者であること。

- ① 一級自動車整備士（総合）の資格を有する者（自動車整備士の種類を二輪に限定する場合にあっては、一級自動車整備士（総合）又は一級自動車整備士（二輪）。）
- ② 二級自動車整備士（総合）の資格を有する者（自動車整備士の種類を二輪に限定する場合にあっては、二級自動車整備士（総合）又は二級自動車整備士（二輪）の資格）
- ③ 学校教育法による大学若しくは高等専門学校（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校を含む。以下「大学等」という。）又は高等学校において機械、電気又は電子に関する学科を卒業した後、三級課程の実習指導員の補助として2年以上の実務経験を有する者
- ④ 前各号と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者（一級又は二級課程の実習指導員の資格を有する者（I-3-5(3)に規定する者を除く。）を含む。）

I-2 二級自動車整備士の養成課程

二級自動車整備士の養成課程は、I-1-5、I-1-6、I-1-8の各号の規定によるほか、次に規定するところによること。

- (1) 修業年限は、2年以上であること。
- (2) 養成を受けようとする者の資格は、学校教育法による高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の者であること。

I-2-2 教育計画

教育計画は、次の表に掲げる科目の学科及び実習を含み、自動車の一般整備技術について適切な内容を有するものであること。

教育時間数は、学科 600時間以上、実習 1,200時間以上であること。

学 科	実 習
ア 自動車工学	ア 工作作業
イ 自動車整備	イ 測定作業
ウ 機器の構造・取扱い	ウ 自動車整備作業
エ 自動車検査	エ 自動車検査作業
オ 自動車の整備に関する法規	

I-2-3 教科書

教科書は、自動車の一般整備技術の教育に適切なものであること。

I-2-4 教材

教材は、自動車の一般整備技術の教育に必要なもので、養成しようとする整備士の種類に対応した次のものが十分確保されていること。

- (1) 教材用の車両は、同時に教育を受ける者10名に1両以上を備えること。
- (2) 教材用のエンジンは、同時に教育を受ける者10名に1基以上備えること。
ただし、養成しようとする整備士の種類が、二級自動車シャシ整備士の場合にあっては、同時に教育を受ける者の数にかかわらず1基以上を備えること。
なお、教材用の車両に搭載されているエンジンを教材用のエンジンの数に含めて差し支えない。
- (3) 教材用のエンジン関係主要部品、シャシ関係主要部品及び電気装置関係主要部品等は、同時に教育を受ける者に必要な数を備えること。

I-2-5 教育を行う者の資格

(1) 学科指導員

学科指導員は、次の各号のいずれかに該当し、担当する科目について専門的な知識及び技能を有する者であること。

- ① 一級自動車整備士の資格を有する者
- ② 二級自動車整備士の資格を有する者で、三級課程の学科指導員又は二級課程の学科指導員の補助として2年以上の実務経験を有するもの
- ③ 大学等において機械、電気又は電子に関する学科を卒業した者
- ④ 高等学校の工業課程（工業実習を含む。）の教員免許を取得している者
- ⑤ 自動車検査官の経験を有する者
- ⑥ 前各号と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者（一級課程の学科指導員の資格を有する者（I-3-5(3)に規定する者を除く。）を含む。）

(2) 実習指導員

実習指導員は、次の各号のいずれかに該当する者であること。

二級自動車整備士（総合）の教育時間数は、学科 572 時間以上(二級自動車整備士（二輪）の養成課程に関しては 570 時間以上)、実習 1143 時間以上(二級自動車整備士（二輪）の養成課程に関しては 1140時間以上)であること。

学科	実習
ア 自動車工学	ア 自動車整備作業
イ 自動車整備関連	イ 自動車検査作業
ウ 自動車検査	
エ 自動車の整備に関する法規	

I-2-4 教材

教材は、自動車の一般的な知識及び技能の教育に必要なもので、養成しようとする整備士の種類に対応した次のものが十分確保されていること。

- (1) 教材用の車両は、同時に教育を受ける者10名に1両以上を備えること。ただし、自動車整備士の種類を総合に限定した養成施設にあっては、四輪車を必須とし、二輪車の部分を教育する際には二輪車に替えて二輪車特有の構造を示す教材でもよいものとする。
- (2) 教材用のエンジン等は、同時に教育を受ける者10名に1基以上備えること。また、全体の内エンジンは1基以上含まれること。ただし、自動車整備士の種類を総合に限定した養成施設にあっては、四輪車のエンジンが備えられていなければならないものとする。なお、教材用の車両に搭載されているエンジンを教材用のエンジンの数に含めて差し支えない。
- (3) 省略

I-2-5 教育を行う者の資格

(1) 学科指導員

学科指導員は、次の各号のいずれかに該当し、担当する科目について専門的な知識及び技能を有する者であること。

- ① 一級自動車整備士（総合）の資格を有する者（自動車整備士の種類を二輪に限定する場合には、一級自動車整備士（総合）又は一級自動車整備士（二輪）。）
- ② 二級自動車整備士（総合）の資格を有する者（自動車整備士の種類を二輪に限定する場合には、二級自動車整備士（総合）又は二級自動車整備士（二輪）。）で、三級課程の学科指導員又は二級課程の学科指導員の補助として2年以上の実務経験を有する者
- ③ 大学等において機械、電気又は電子に関する学科を卒業した者
- ④ 高等学校の工業課程（工業実習を含む。）の教員免許を取得している者
- ⑤ 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第74条第1項に規定する自動車検査官の経験を有する者
- ⑥ 前各号と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者（一級課程の学科指導員の資格を有する者（I-3-5(3)に規定した専門的な知識及び技能を有し、かつ、当該科目に関する教育、研究又は実務の経験を有する者を除く。）を含む。）

- ① 一級自動車整備士の資格を有する者
- ② 二級自動車整備士の資格を有する者で、その資格を取得してから3年以上の実務経験若しくは三級課程の実習指導員又は二級課程の実習指導員の補助として2年以上の実務経験を有する者
- ③ 前各号と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者（一級課程の実習指導員の資格を有する者（I-3-5(3)に規定する者を除く。）を含む。）

I-3 一級自動車整備士の養成課程

一級自動車整備士の養成課程は、I-1-5、I-1-6及びI-1-8の各号の規定によるほか、次に規定するところによること。

I-3-1 修業年限及び養成課程を受けようとする者の資格

(1) 修業年限は、以下のとおりとする。

- ① 一級大型自動車整備士の養成課程及び一級小型自動車整備士の養成課程は、3年以上であること。

ただし、二級ガソリン自動車整備士及び二級ジーゼル自動車整備士の両方の資格を有する者にあつては、2年以上とすることができる。

- ② 一級二輪自動車整備士の養成課程は、2年以上であること。

(2) 養成を受けようとする者の資格は、養成を受けようとする課程ごとに、次の各号に該当する者であること。

- ① 一級大型自動車整備士の養成課程及び一級小型自動車整備士の養成課程
二級ガソリン自動車整備士又は二級ジーゼル自動車整備士
- ② 一級二輪自動車整備士の養成課程
二級二輪自動車整備士

I-3-2 教育計画

教育計画は、自動車の高等整備技術について適切な内容を有するものであって、次の表に掲げる科目の学科（カ及びキを除く。）、実習（オを除く。）及び実務実習（学科（カ及びキを除く。）及び実習（オを除く。）を修了してから行う実習であつて、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第78条に規定する自動車分解整備事業の認証を受けた事業場（次の表に掲げる実習を行うために当該認証を受けた事業場を除く。）において行う実習（以下「体験実習」という。）及びその実習の効果を評価するために行う実習（以下「評価実習」という。）をいう。以下同じ。）を含むものであること。

学 科	実 習	実務実習（体験実習及び評価実習）
ア 自動車工学	ア 工作作業	自動車整備作業
イ 自動車整備	イ 測定作業	
ウ 機器の構造・取扱い	ウ 自動車整備作業	
エ 自動車検査	エ 自動車検査作業	
オ 自動車の整備に関する法規	オ サービス・マネジメント	
カ 自動車概論		
キ サービス・マネジメント		

(2) 実習指導員

実習指導員は、次の各号のいずれかに該当する者であること。

- ① 一級自動車整備士（総合）の資格を有する者（自動車整備士の種類を二輪に限定する場合にあつては、一級自動車整備士（総合）又は一級自動車整備士（二輪。）
- ② 二級自動車整備士（総合）の資格を有する者（自動車整備士の種類を二輪に限定する場合にあつては、二級自動車整備士（総合）又は二級自動車整備士（二輪）の資格）
- ③ 学校教育法による大学若しくは高等専門学校（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校を含む。以下「大学等」という。）又は高等学校において機械、電気又は電子に関する学科を卒業した後、三級課程の実習指導員の補助として2年以上の実務経験を有する者
- ③ 前各号と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者（一級又は二級課程の実習指導員の資格を有する者（I-3-5(3)に規定する者を除く。）を含む。）

教育時間数は、次の表のとおりとする。

学 科	500時間以上(一級二輪自動車整備士の養成課程300時間以上)	
実 習	1,000時間以上(一級二輪自動車整備士の養成課程600時間以上)	
実務実習	体験実習	200時間以上
	評価実習	700時間以上
合 計	2,400時間以上 (一級二輪自動車整備士の養成課程1,800時間以上)	

ただし、I-3-1(1)①のただし書きの規定による場合にあっては、次の表のとおりとすることができる。この場合に限り、一級小型自動車整備士の養成課程にあっては、学科の科目力若しくはキ又は実習の科目力を教育計画に含め、その教育時間数を合計に加えることができる。

		一級大型自動車整備士の養成課程	一級小型自動車整備士の養成課程
学 科		300時間以上	力及びキを除き、280時間以上
実 習		600時間以上	力を除き、465時間以上
実務実習	体験実習	200時間以上	200時間以上
	評価実習	700時間以上	550時間以上
合 計		1,800時間以上	1,800時間以上 (体験実習を除く教育時間数の合計は、1,600時間以上)

I-3-3 教科書

教科書は、自動車の高等整備技術の教育に適切なものであること。

I-3-4 教材

教材は、自動車の高等整備技術の教育に適切なもので、養成しようとする整備士の種類に対応した次のものが十分確保されていること。

(1) 教材用の車両は、同時に教育を受ける者10名に1両以上を備えること。

この場合において、教材用の車両（一級二輪自動車整備士の養成用のものを除く。）は、外部診断器（車載式故障診断装置（一酸化炭素等発散防止装置の機能に支障が生じたときにその旨を運転者に警報する装置）の故障検知の対象となる部品及びシステムについて外部から診断を行う機器をいう。別表1及び別表3において同じ。）を使用できるものであ

ること。

- (2) 教材用のエンジンは、同時に教育を受ける者10名に1基以上備えること。
- (3) 教材用の故障原因探求関係主要部品、エンジン関係主要部品、シャシ関係主要部品及び電気装置関係主要部品等は、同時に教育を受ける者に必要な数を備えること。

I-3-5 教育を行う者の資格

(1) 学科指導員

学科指導員は、次の各号のいずれかに該当し、担当する科目について専門的な知識及び技能を有する者であること。

- ① 一級自動車整備士の資格を有する者で、二級課程の学科指導員又は一級課程の学科指導員の補助として2年以上の実務経験を有するもの
- ② 二級ガソリン及び二級ジーゼル自動車整備士（一級二輪自動車整備士の養成課程のみを養成する場合にあっては二級二輪自動車整備士。次項第2号において同じ。）の資格を有し、二級課程の学科指導員として2年以上の実務経験を有する者であつて、かつ、社団法人日本自動車整備振興会連合会（以下「日整連」という。）の行う指導員に関する講習を修了した者
- ③ 大学等において、機械、電気又は電子に関する博士の学位を授与された者
- ④ 機械、電気又は電子に関する科目についての大学等の教授又は准教授の資格を有する者
- ⑤ 「整備主任者の研修について」（平成10年11月24日自整第187号）別紙整備主任者研修実施要領第2. 2. (7)の講師（以下「整備主任者技術研修講師」という。）として2年以上の実務経験を有し、かつ、日整連の行う指導員に関する講習を修了した者
- ⑥ 前各号と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

(2) 実習指導員

実習指導員は、次の各号のいずれかに該当する者であること。

- ① 一級自動車整備士の資格を有する者で、二級課程の実習指導員又は一級課程の実習指導員の補助として2年以上の実務経験を有するもの
- ② 二級ガソリン及び二級ジーゼル自動車整備士の資格を有し、二級課程の実習指導員として2年以上の実務経験を有する者であつて、かつ、日整連の行う指導員に関する講習を修了した者
- ③ 整備主任者技術研修講師として2年以上の実務経験を有し、かつ、日整連の行う指導員に関する講習を修了した者
- ④ 前各号と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

- (3) I-3-2の表に掲げる科目の「自動車概論」及び「サービス・マネジメント」を担当する者にあつては、(1)及び(2)に掲げる者のほか、当該科目について専門的な知識及び技能を有し、かつ、当該科目に関する教育、研究又は実務の経験を有する者とする。

I-4 自動車車体整備士の養成課程

自動車車体整備士の養成課程は、I-1-5及びI-1-8の各号の規定によるほか、次に規定するところによること。

I-4-1 修業年限及び養成を受けようとする者の資格

修業年限は2年以上、養成を受けようとする者の資格は、学校教育法による中学校を卒業した者又はこれと同等以上の者であること。

ただし、養成を受けようとする者の資格を、次に掲げる者とする養成課程にあつては、修

I-4 自動車車体・電子制御装置整備士の養成課程

自動車車体・電子制御装置整備士の養成課程は、I-1-5及びI-1-8の各号によるほか、次に規定するところによること。

業年限を1年以上とすることができる。

- (1) 一種養成施設において二級自動車整備士の養成課程を修了した者
- (2) 一種養成施設において三級自動車整備士の養成課程を修了した者
- (3) 自動車に関する学科を有する大学であって国土交通大臣が定めるものにおいて二級自動車整備士の養成課程を修了した者
- (4) 自動車整備技術の教育を行う機関であって国土交通大臣が定めるものにおいて三級自動車整備士の養成課程を修了した者

I-4-2 教育計画

教育計画は、次の表に掲げる科目の学科及び実習を含み、車わく及び車体の専門整備技術並びに自動車の基礎整備技術について適切な内容を有するものであること。

教育時間数は、学科 400時間以上、実習 900時間以上であること。

学 科	実 習
ア 自動車工学	ア 工作作業
イ 自動車整備	イ 測定作業
ウ 機器の構造・取扱い	ウ 自動車整備作業
エ 車わく及び車体構造	エ 車わく及び車体の整備作業
オ 車わく及び車体整備	オ 自動車検査作業
カ 自動車検査	
キ 自動車の整備に関する法規	

ただし、I-4-1の規定のただし書きによる養成課程においては、教育計画は次によることができる。

- (1) 養成を受けようとする者の資格をI-4-1の(1)又は(3)とする養成課程の科目は、学科の車わく及び車体構造、車わく及び車体整備並びに実習の車わく及び車体の整備作業とし、教育時間数を学科230時間以上、実習670時間以上とすること。
- (2) 養成を受けようとする者の資格をI-4-1の(2)又は(4)とする養成課程の科目は、学科の車わく及び車体構造、車わく及び車体整備、自動車検査並びに実習の車わく及び車体の整備作業、自動車検査作業とし、教育時間数を学科235時間以上、実習690時間以上とすること。

I-4-3 教科書

教科書は、車わく及び車体の専門整備技術並びに自動車の基礎整備技術の教育に適切なものであること。

I-4-4 教材

教材は、車わく及び車体の専門整備技術並びに自動車の基礎整備技術の教育に必要な次のものが十分確保されていること。

- (1) 教材用の車両は、同時に教育を受ける者10名に1両以上を備えること。
- (2) 教材用の車わく及び車体関係主要部品は、同時に教育を受ける者に必要な数を備えること。

I-4-5 実習用機械設備

同時に教育を受ける者の人数に応じて適切な数の別表2に掲げる機械設備を保有すること。

I-4-6 教育を行う者の資格

修業年限を1年以上とすることができる。

- (1) 一種養成施設において二級自動車整備士（総合）の養成課程を修了した者
- (2) 一種養成施設において三級自動車整備士（総合）の養成課程を修了した者
- (3) 自動車に関する学科を有する大学であって国土交通大臣が定めるものにおいて二級自動車整備士（総合）の養成課程を修了した者
- (4) 自動車整備技術の教育を行う機関であって国土交通大臣が定めるものにおいて三級自動車整備士（総合）の養成課程を修了した者

学 科	実 習
ア 自動車工学	ア 自動車整備作業
イ 自動車整備関連	イ 車枠及び車体・電子制御装置の整備作業
ウ 車枠及び車体・電子制御装置の構造	ウ 自動車検査作業
エ 車枠及び車体・電子制御装置の整備	
オ 自動車検査	
エ 自動車の整備に関する法規	

I-4-3 教科書

教科書は、車枠及び車体・電子制御装置の一般的な知識及び技能並びに自動車の基礎整備技術の教育に適切なものであること。

I-4-4 教材

教材は、車枠及び車体・電子制御装置の一般的な知識及び技能並びに自動車の基礎整備技術の教育に必要な次のものが十分確保されていること。

- (1) 教材用の車両は、同時に教育を受ける者10人につき1両以上を備えること。
- (2) 教材用の車枠及び車体・電子制御装置関係主要部品は、同時に教育を受ける者に必要な数を備えること。

I-4-5 実習用機械設備

同時に教育を受ける者の人数に応じて適切な数の別表3に掲げる機械設備を保有すること。

(1) 学科指導員

学科指導員は、次の各号のいずれかに該当し、担当する科目について専門的な知識及び技能を有する者であること。

- ① 二級課程の学科指導員の資格を有する者
- ② 自動車車体整備士として3年以上の実務経験を有した後、日整連の行う指導員に関する講習を修了した者
- ③ 自動車車体整備士の資格を有する者で、自動車車体整備士養成課程の学科指導員の補助として2年以上の実務経験を有する者
- ④ 前各号と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

(2) 実習指導員

実習指導員は、次の各号のいずれかに該当する者であること。

- ① 二級課程の実習指導員の資格を有する者
- ② 自動車車体整備士若しくは二級自動車整備士の資格を取得してから3年以上の実務経験を有する者
- ③ 前各号と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

II 二種養成施設の指定基準

二種養成施設の指定にあたっては、次に定める基準により指定するものとする。なお、指定にあたっては、養成しようとする自動車整備士の種類を限定することができるものとする。

II-1 三級自動車整備士の養成課程

三級自動車整備士の養成課程は、I-1-3からI-1-5まで、及びI-1-7の規定によるほか、次に規定するところによること。

II-1-1 修業年限

修業年限は、6か月以内（基礎講習2か月以内、一般講習4か月以内）であること。

II-1-2 教育計画

教育計画は、基礎講習（自動車整備士に共通して必要な整備技術についての学科及び実習をいう。以下同じ。）と一般講習（当該養成を受けようとする自動車整備士に対応した範囲の整備技術についての学科及び実習をいう。以下同じ。）とに区分して行うこと。

(1) 基礎講習

教育計画は、次の表に掲げる科目の学科及び実習を含み、自動車の初等基礎整備技術について適切な内容を有するものであること。

教育時間数は、学科20時間以上、実習10時間以上であること。

学 科	実 習
自動車工学	ア 工作作業 イ 測定作業

(2) 一般講習

- ① 一般講習は、基礎講習を修了した者を対象として受講させるものとする。
- ② 教育計画は、II-1-2に掲げる科目の学科及び実習を含み、自動車の初等整備技術について適切な内容を有するものであること。
教育時間数は、学科40時間以上、実習20時間以上であること。

(1)学科指導員

学科指導員は、次の各号のいずれかに該当し、担当する科目について専門的な知識及び技能を有する者であること。

- ① 一級又は二級の養成課程（総合に限る）の学科指導員の資格を有する者
- ② 自動車車体・電子制御装置整備士として3年以上の実務経験を有した後、日整連の行う指導員に関する講習を修了した者
- ③ 自動車車体・電子制御装置整備士の資格を有する者で、自動車車体・電子制御装置整備士養成課程の学科指導員の補助として2年以上の実務経験を有する者
- ④ 前各号と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

(2) 実習指導員

実習指導員は、次の各号のいずれかに該当する者であること。

- ① 一級又は二級課程（総合に限る）の実習指導員の資格を有する者
- ② 自動車車体・電子制御装置整備士若しくは二級自動車整備士（総合）の資格を取得してから3年以上の実務経験を有する者
- ③ 前各号と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

II-1-3 実習用機械設備

同時に教育を受ける者の人数に応じて適切な数の別表3に掲げる機械設備を保有すること。

II-1-4 教育を行う者の数

(1) 学科指導員

学科指導員の数は、同時に教育を受ける者の数を50で除して得た数以上であること。

(2) 実習指導員

実習指導員の数は、同時に教育を受ける者の数を25で除して得た数以上であること。

II-2 二級自動車整備士の養成課程

二級自動車整備士の養成課程は、I-1-5、I-2-3からI-2-5まで、II-1-3及びII-1-4の規定によるほか、次に規定するところによること。

II-2-1 修業年限

修業年限は、6か月以内であること。

II-2-2 教育計画

教育計画は、I-2-2に掲げる科目の学科及び実習を含み、自動車の一般整備技術について適切な内容を有するものであること。

教育時間数は、学科60時間以上、実習30時間以上であること。

ただし、養成しようとする整備士の種類が、二級自動車シャシ整備士の場合にあっては、学科40時間以上、実習20時間以上であること。

II-3 一級自動車整備士の養成課程

一級自動車整備士の養成課程は、I-1-5、I-3-3、I-3-4、I-3-5（(3)を除く。）、II-1-3及びII-1-4の規定によるほか、次に規定するところによること。

II-3-1 修業年限及び養成課程

(1) 修業年限は、以下のとおりとする。

① 一級大型自動車整備士の養成課程及び一級小型自動車整備士の養成課程は、1年6か月以内であること。

ただし、二級ガソリン自動車整備士及び二級ジーゼル自動車整備士の両方の資格を有する者にあっては、1年以内とすることができる。

② 一級二輪自動車整備士の養成課程は、1年以内であること。

(2) 養成を受けようとする者の資格は、養成を受けようとする課程ごとに、次の各号に該当する者であること。

① 一級大型自動車整備士の養成課程及び一級小型自動車整備士の養成課程

二級ガソリン自動車整備士又は二級ジーゼル自動車整備士

② 一級二輪自動車整備士の養成課程

二級二輪自動車整備士

II-3-2 教育計画

教育計画は、次の表に掲げる科目の学科及び実習（実務実習を除く。）を含み、自動車の高等整備技術について適切な内容を有するものであること。

学 科	実 習
ア 自動車工学	ア 工作作業

イ 自動車整備	イ 測定作業
ウ 機器の構造・取扱い	ウ 自動車整備作業
エ 自動車検査	エ 自動車検査作業
オ 自動車の整備に関する法規	

教育時間数は、次の表のとおりとする。

学 科	130時間以上(一級二輪自動車整備士の養成課程90時間以上)
実 習	65時間以上(一級二輪自動車整備士の養成課程45時間以上)

ただし、Ⅱ-3-1(1)①のただし書きの規定による場合にあっては、学科40時間及び実習20時間を上表から免除することができる。

Ⅱ-4 自動車タイヤ整備士の養成課程

自動車タイヤ整備士の養成課程は、Ⅰ-1-5、Ⅱ-1-4及びⅡ-2-1の規定によるほか、次に規定するところによること。

Ⅱ-4-1 教育計画

教育計画は、次の表に掲げる科目の学科及び実習を含み、タイヤの専門整備技術及び自動車の基礎整備技術について適切な内容を有するものであること。

教育時間数は、学科60時間以上、実習30時間以上であること。

学 科	実 習
ア 自動車工学	ア 工作作業
イ 自動車整備	イ 測定作業
ウ 機器の構造・取扱い	ウ タイヤの整備作業
エ タイヤ構造	エ 自動車検査作業
オ タイヤ整備	
カ 自動車検査	
キ 自動車の整備に関する法規	

Ⅱ-4-2 教科書

教科書は、タイヤの専門整備技術及び自動車の基礎整備技術の教育に適切なものであること。

Ⅱ-4-3 教材

教材は、タイヤの専門整備技術及び自動車の基礎整備技術の教育に必要な次のものが十分確保されていること。

- (1) 教材用の車両は、1両以上を備えること。
- (2) 教材用のタイヤ関係主要部品は、同時に教育を受ける者に必要な数を備えること。

Ⅱ-4-4 実習用機械設備

同時に教育を受ける者の人数に応じて適切な数の別表4に掲げる機械設備を保有すること。

Ⅱ-4-5 教育を行う者の資格

(1) 学科指導員

学科指導員は、次の各号のいずれかに該当し、担当する科目について専門的な知識及び技能を有する者であること。

- ① 二級課程の学科指導員の資格を有する者
- ② 自動車タイヤ整備士として3年以上の実務経験を有した後、日整連の行う指導員に関する講習を修了した者
- ③ 自動車タイヤ整備士の資格を有する者で、自動車タイヤ整備士養成課程の学科指導員の補助として2年以上の実務経験を有する者
- ④ 前各号と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

(2) 実習指導員

実習指導員は、次の各号のいずれかに該当する者であること。

- ① 二級課程の実習指導員の資格を有する者
- ② 自動車タイヤ整備士若しくは二級自動車整備士の資格を取得してから3年以上の実務経験を有する者
- ③ 前号と同等以上の知識及び技能を有する者であること。

II-5 自動車電気装置整備士の養成課程

自動車電気装置整備士の養成課程は、I-1-5、II-1-4及びII-2-1の規定によるほか、次に規定するところによること。

II-5-1 教育計画

教育計画は、次の表に掲げる科目の学科及び実習を含み、電気装置の専門整備技術及び自動車の基礎整備技術について適切な内容を有するものであること。

教育時間数は、学科60時間以上、実習30時間以上であること。

学 科	実 習
ア 自動車工学	ア 工作作業
イ 自動車整備	イ 測定作業
ウ 機器の構造・取扱い	ウ 電気装置の整備作業
エ 電気装置構造	エ 自動車検査作業
オ 電気装置整備	
カ 自動車検査	
キ 自動車の整備に関する法規	

II-5-2 教科書

教科書は、電気装置の専門整備技術及び自動車の基礎整備技術の教育に適切なものであること。

II-5-3 教材

教材は、電気装置の専門整備技術及び自動車の基礎整備技術の教育に必要な次のものが十分確保されていること。

- (1) 教材用の車両は、1両以上を備えること。
- (2) 教材用の電気装置関係主要部品は、同時に教育を受ける者に必要な数を備えること。

II-5-4 実習用機械設備

同時に教育を受ける者の人数に応じて適切な数の別表5に掲げる機械設備を保有すること。

II-5-5 教育を行う者の資格

(1) 学科指導員

学科指導員は、次の各号のいずれかに該当し、担当する科目について専門的な知識及び技能を有する者であること。

- ① 二級課程の学科指導員の資格を有する者
- ② 自動車電気装置整備士として3年以上の実務経験を有した後、日整連の行う指導員に関する講習を修了した者
- ③ 自動車電気装置整備士の資格を有する者で、自動車電気装置整備士養成課程の学科指導員の補助として2年以上の実務経験を有する者
- ④ 前各号と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

(2) 実習指導員

実習指導員は、次の各号のいずれかに該当する者であること。

- ① 二級課程の実習指導員の資格を有する者
- ② 自動車電気装置整備士若しくは二級自動車整備士の資格を取得してから3年以上の実務経験を有する者
- ③ 前号と同等以上の知識及び技能を有する者であること。

II-6 自動車車体整備士の養成課程

自動車車体整備士の養成課程は、I-1-5、I-4-6、II-1-4及びII-2-1の規定によるほか、次に規定するところによること。

II-6-1 教育計画

教育計画は、次の表に掲げる科目の学科及び実習を含み、車わく及び車体の専門整備技術並びに自動車の基礎整備技術について適切な内容を有するものであること。

教育時間数は、学科60時間以上、実習30時間以上であること。

学 科	実 習
ア 自動車工学	ア 工作作業
イ 自動車整備	イ 測定作業
ウ 機器の構造・取扱い	ウ 車わく及び車体の整備作業
エ 車わく及び車体構造	エ 自動車検査作業
オ 車わく及び車体整備	
カ 自動車検査	
キ 自動車の整備に関する法規	

II-6-2 教科書

教科書は、車わく及び車体の専門整備技術並びに自動車の基礎整備技術の教育に適切なものであること。

II-6-3 教材

教材は、車わく及び車体の専門整備技術並びに自動車の基礎整備技術の教育に必要な次のものが十分確保されていること。

- (1) 教材用の車両は、1両以上を備えること。

(2) 教材用の車わく及び車体関係主要部品は、同時に教育を受ける者に必要な数を備えること。

II-6-4 実習用機械設備

同時に教育を受ける者の人数に応じて適切な数の別表6に掲げる機械設備を保有すること。

III 自動車に関する学科を有する大学であつて国土交通大臣が定めるものの基準

自動車に関する学科を有する大学であつて国土交通大臣の定める場合にあつては、次に定める基準により国土交通大臣が定めるものとする。

なお、国土交通大臣が定める場合にあつては、養成しようとする自動車整備士の種類を限定することができるものとする。

III-1 二級自動車整備士の養成課程

二級自動車整備士の養成課程は、I-1-5、I-1-6、I-1-8、I-2-3及びI-2-4の規定によるほか、次に規定するところによること。

III-1-1 教育計画

教育計画は、I-2-2に掲げる科目の学科及び実習を含み、自動車の一般整備技術について適切な内容を有するものであること。

教育時間数は、学科 350時間以上、実習 450時間以上であること。

III-1-2 教育を行う者の資格

(1) 学科指導員

学科指導員は、I-2-2に掲げる科目について専門的な知識を有する教授、准教授及び講師等であること。

(2) 実習指導員

実習指導員は、I-2-5の規定に掲げる者であること。

III-2 自動車車体整備士の養成課程

自動車車体整備士の養成課程は、I-1-5、I-1-8、I-4-3、I-4-4及びI-4-5の規定によるほか、次に規定するところによること。

III-2-1 教育計画

教育計画は、I-4-2に掲げる科目の学科及び実習を含み、自動車の基礎整備技術について適切な内容を有するものであること。

教育時間数は、学科320時間以上、実習430時間以上であること。

ただし、I-4-1の規定のただし書きによる養成課程においては、教育計画は次によることができる。

(1) 養成を受けようとする者の資格をI-4-1の(1)又は(3)とする養成課程の科目は、学科の車わく及び車体構造、車わく及び車体整備並びに実習の車わく及び車体の整備作業とし、教育時間数を学科 160時間以上、実習 290時間以上とすること。

(2) 養成を受けようとする者の資格をI-4-1の(2)又は(4)とする養成課程の科目は、学科の車わく及び車体構造、車わく及び車体整備、自動車検査並びに実習の車わく及び車体の整備作業、自動車検査作業とし、教育時間数を学科 165時間以上、実習 300時間以上とすること。

III-2-2 教育を行う者の資格

(1) 学科指導員

学科指導員は、I-4-2に掲げる科目について専門的な知識を有する教授、准教授及

び講師等であること。

(2) 実習指導員

実習指導員は、I-4-6の規定に掲げる者であること。

IV 自動車整備技術の教育を行う機関であって国土交通大臣が定めるものの基準

自動車整備技術の教育を行う機関であって国土交通大臣が定める場合に当たっては、I-1-1及びI-1-3からI-1-8までの規定によるほか、次の基準により国土交通大臣が定めるものとする。

なお、国土交通大臣が定める場合にあっては、養成しようとする自動車整備士の種類を限定することができるものとする。

IV-1 三級自動車整備士の養成課程

IV-1-1 教育計画

教育計画は、I-1-2に掲げる科目の学科及び実習を含み、初等整備技術について適切な内容を有するものであること。

教育時間数は、学科 300時間以上、実習 400時間以上であること。

附則（平成28年2月25日付 国自整第371号）

本改正規定は、平成28年4月1日から施行する。

別表1 一級、二級及び三級自動車整備士の養成施設（一級養成施設及び認定校）

機 械 設 備 の 名 称	備 考	3 か ち	2 か ち	2 か ち	2・3級 し に	1 級 お こ に
洗車機器	スチーム・クリーナ、カーワッシャー等	※	※			
ドリル	電気式、エア式等					
作業機	電気式、エア式等					
プレス						
エア・コンプレッサ						
器						
吊上機器	チェーン・ブロック、ホイスト、クレーン等					
ジャッキ	ガレージ・ジャッキ、エア・ジャッキ等				※	※
万力						
車上ボール盤						
給脂器具	シャシ・ルブリケータ、グリース・ガン等	※	※			
給油器具	オイル・バケツ・ポンプ、オイル・ルブリケータ等					
アーク溶接器		※	※			
ガス溶接器		※	※	☆	☆	
分解部品整理棚	キャリヤを含む					
部品洗浄槽						
リフト	2柱リフト、4柱リフト等	※	※		※	※
インパクト・レンチ						
計測						
ノギス						
直定規						
トルク・レンチ						
巻尺						
ダイヤル・ゲージ付トースカン		※	※			
マイクローメータ						
シジクネス・ゲージ						
ダイヤ・ゲージ		※	※			
ダイヤ・デプス・ゲージ		※	※			
ホイール・バランス		※	※			
ばね秤						
Vブロック						
スコヤ						
ダイヤル・ゲージ						
キャリパ・ゲージ						
スプリング・テスタ						
定盤						
油圧計	オートマチック・トランスミッション、パワー・ステアリング等の油圧が測定できるもの	※	※		☆	※
カー・クーラ・サービス・キット		※	※		☆	※
バルブ・シート・カッター					※	
バルブ・リフタ					※	
シリンダ・ゲージ					※	
コンプレッション・ゲージ		※	※		※	
バキューム・ゲージ						
バキューム・ポンプ	エンジンの負圧で作動するバキューム機構の検査ができるもの（手動式でも可）	※	※		※	☆
燃圧計					※	

【洗車機器】（3級でも必須）

【ジャッキ】
ガレージ・ジャッキ、エア・ジャッキ、二輪用リフト、二輪用スタンド（追加）（すべての課程）

【リジッド・ラック】（すべての課程追加）

【給脂器具】（3級でも必須）

【リフト】（3級でも必須）

【ダイヤルゲージ付トースカン】（削除）

【タイヤゲージ】、【タイヤ・デプスゲージ】、【ホイールバランス】（3級でも必須）

【スプリングテスタ】（削除）

【バルブ・シート・カッター】（削除）

機	エンジン・オイル油圧計		※	※			※	☆				
器	エンジン診断機器	エンジン・アナライザ、エンジン・チューナ等エンジンの診断や調整ができるもの	※	※			※	☆				
	外部診断器		※	※	※	※	※	※				※
	オシロスコープ	エンジン・スコープを含む										
	ラジエータ・キャップ・テスト											
	噴射ポンプ・テスト		※	※	※	※	※	※				※
	ジーゼル・エンジン回転計		※	※	※	※	※	※				※
	ジーゼル・エンジン用コンプレッション・ゲージ		※	※	※	※	※	※				※
電	充電器											
気	バッテリー・テスト											
関	サーキット・テスト											
係	ボルト・メータ											
機	アンペア・メータ											
器	エンジン・タコ・テスト			※		※						
	タイミング・テスト			※		※						
	比重計											
	温度計											
検	検車装置	検車台、ビット、リフト等										※
査	ブレーキ・テスト	定置式	※	※								※
用	サイド・スリップ・テスト	定置式（定置式のホイール・アライメント・テストを有する場合は不要）	※	※								※
機	ホイール・アライメント・テスト	可搬式でも可	※	※				☆				※
器	スピード・メータ・テスト	定置式（シヤン・ダイナモメータを有する場合は不要）	※	※								※
	音量計	騒音計を含む	※	※								
	ヘッド・ライト・テスト		※	※								
	トーイン・ゲージ		※	※								※
	キャンバ、キャスタ、キングピン・ゲージ		※	※								※
	ターニング、ラジアス・ゲージ		※	※								※
	一酸化炭素測定器											※
	炭化水素測定器											※
	黒煙測定器		※	※								※
	オバシメータ		※	※								※
そ	振動計	車両の振動・騒音を測定できるもの（サウンド・スコープでも可）	※	※	※	※	※	※				
他	高等な整備技術の養成に必要な機械設備		※	※	※	※	※	※				

- 【エンジン診断機器】（削除）
- 【外部診断機】（1級で必須）
- 【オシロスコープ】（全ての課程で必須）
- 【噴射ポンプテスター】（削除）
- 【ジーゼル・エンジン回転計】【ジーゼル・エンジン用コンプレッション・ゲージ】（すべての課程で必須）
- 【エンジン・タコ・テスト】【タイミング・テスト】（すべての課程で必須）
- 【検車装置】（すべての課程で必須）
- 【サイド・スリップ・テスト】（備考の変更）
定置式（四輪アライメント・テストを有する場合は不要）
- 【ホイール・アライメント・テスト】（名称の変更）→【四輪アライメント・テスト】
- 【トーイン・ゲージ】【キャンバ・キャスタ・キングピン・ゲージ】【ターニング・ラジアス・ゲージ】の備考が追加
（四輪アライメント・テストを有する場合は不要）
- 【一酸化炭素測定器】【炭化水素測定器】（3級も必須）
- 【振動計】（1級のみが必須）
- 【高度な整備技術の養成に必要な機械設備】（3級のみが備えなくても良い）

注1 ※印は、備えなくてもよいこととできる機械設備。
 注2 ☆印は、二級整備士の養成を行わない場合は備えなくてもよいこととできる機械設備。
 注3 認定校とは自動車整備士技能検定規則第19条第1項第1号の2及び同項第7号に規定する国土交通大臣が定めたものをいう。

別表2 自動車車体整備士の養成課程 (一種養成施設及び認定大学)

機 械 設 備 の 名 称	備 考
洗車機器	スチーム・クリーナ、カーワッシャ等
ドリル	電気式、エア式等
グラインダ	電気式、エア式等
プレス	
エア・コンプレッサ	
吊上機器	チェーン・ブロック、ホイスト、クレーン等
ジャッキ	ガレージ・ジャッキ、エア・ジャッキ等
万力	
卓上ボール盤	
給脂器具	シャシ・ルブリケー、グリース・ガン等
給油器具	オイル・バケツ・ポンプ、オイル・ルブリケータ等
アーク溶接機	
点溶接機	
ガス溶接機	
分解部品整理棚	キャリアを含む
部品洗浄槽	
リフト	2柱リフト、4柱リフト等
インパクト・レンチ	
車体修正機、車わく矯正装置	自動車を固定し、車体・車わくの曲がり、ねじれ等の点検、修正及び検査ができるもの
板金用油圧機器	可搬式油圧ボディジャッキ
板金定盤	
サンダ	板金用及び塗装用
ポリシャ	
塗装機器	スプレーガン等
塗装乾燥装置	赤外線、ガス等の強制乾燥機 (250W×12灯クラスの能力以上)
ガス・シールド・アーク溶接器	炭酸ガス溶接器等
ノギス	
直定規	
トルク・レンチ	
巻尺	
ダイヤル・ゲージ付トースカン	
マイクロメータ	
シツクネス・ゲージ	
タイヤ・ゲージ	
タイヤ・デプス・ゲージ	
ホイール・バランス	
ばね秤	
Vブロック	
スコヤ	
定盤	
カー・クーラ・サービス・キット	
フレーム・センタリング・ゲージ	
トラム・トラッキング・ゲージ	
顕色計	

別表3 自動車車体・電子制御装置整備士の養成課程

【リジッド・ラック】 (追加)

【ダイヤル・ゲージ付トースカン】 (削除)

旧通達

膜厚計	
検査装置	検査台、ピット、リフト等
ブレーキ・テスト	定置式
サイド・スリップ・テスト	定置式（定置式のホイール・アライメント・テストを有する場合は不要）
ホイール・アライメント・テスト	可搬式でも可
スピード・メータ・テスト	定置式（シヤシ・ダイナモメータを有する場合は不要）
ヘッド・ライト・テスト	
トーイン・ゲージ	
キャンバ、キャスタ、キングピン・ゲージ	
ターニング・ラジラス・ゲージ	

注1 1-4-2（教育計画）の規定のただし書き(1)に基づき実習の自動車検査作業の科目を行わない場合は検査用機器を備えなくてよい。

注2 認定大学とは自動車整備士技能検定規則第19条の2第5号に規定する国土交通大臣が定めたものをいう。

新通達

計測および点検機器 【外部診断機】 （追加） 膜厚計の下

【サイド・スリップ・テスト】 （備考の変更）
定置式 （四輪アライメント・テストを有する場合は不要）

【ホイールアライメント・テスト】 （機器名の変更） → 四輪アライメント・テスト

【トーイン・ゲージ】 【キャンバ・キャスタ・キングピン・ゲージ】 【ターニング・ラジラス・ゲージ】 の備考が追加
（四輪アライメント・テストを有する場合は不要）